

# 堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項を削り、同条第6項中「前項の規定の適用を受けない場合において、法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

第53条を次のように改める。

(軽自動車税の納税義務者等)

第53条 軽自動車税は、軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

3 軽自動車等の売買契約において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

4 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第54条の2から第54条の6までを削る。

第55条（見出しを含む。）、第56条（見出しを含む。）、第57条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第58条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第59条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第463条の19第1項」を「第452条第1項」に改め、同条第3項中「第53条第2項」を「第53条第3項」に、「第463条の19第2項」を「第452条第2項」に改める。

第61条第2項中「第53条第3項ただし書」を「第53条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第62条の見出し並びに同条第1項及び第3項、第63条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項並びに第64条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第101条中「第53条第2項」を「第53条第3項」に改め、「第54条の5」を削る。

附則第2条の2第1項及び附則第2条の2の3中「第5項、第8項及び第9項」を「第7項及び第8項」に改める。

附則第18条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（軽自動車税の税率の特例）」を付し、同条中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削る。

附則第19条の見出しを削り、同条第1項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項を削る。

附則第20条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第21条を次のように改める。

## 第21条 削除

附則第21条の2から附則第21条の5までを削る。

（堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「の種別割」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

4 施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。